資料6

子ども子育て支援事業計画の中間見直しについて

1 子ども子育て支援事業計画

(子ども子育て支援法第61条第1項)

市町村は、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定める。

「子ども子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の制度により、子どもや 子育て家庭の支援を行っており、これらの給付・事業の需要(量の見込み)と供給(確 保方策)を定めるもの。

※ 西東京市子育ち子育てワイワイプラン第6章に子ども子育て支援事業計画が 包含されている。(73P~87P)

昨年度の審議会で、子ども子育て支援事業計画の進捗について評価を行っている。

2 計画を中間で見直す根拠

(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て 支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実 施を確保するための基本的な指針)

市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

また、法(子ども子育て支援法第61条第7項)において、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更しようとする時は、地方版子ども・子育て会議等の意見聴取(子ども子育て支援法第61条第7項)等を経て、変更後計画を決定する前に東京都と協議することになっている。

計画見直しの要否の基準

支給認定区分ごとの子どもの実績値が、子ども子育て支援事業計画における量の見込みよりも10%の乖離がある場合には、「支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合」に該当し、原則見直しが必要になる。

平成29年度以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合も「大きく乖離している場合」に準じて見直しを行う。